|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０７  　　第４章[その２･第55－64条] | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22 第55条【資格の裁判】両議院は，その議員の資格に関する(　１　)を裁判する。し，議員の(　２　)を失はせるには，出席議員の(　３　)分の２以上の多数による議決を必要とする。

第56条【定足数，表決】

1. 両議院は，その総議員の(　４　)分の１以上の出席がなければ，(　５　)を開き議決することができない。
2. 両議院の(　５　)は，この憲法に特別ののある場合を除いては，出席議員の(　６　)でこれを決し，可否同数のときは，(　７　)の決するところによる。

第57条【会議の公開，会議録，表決の】

1. 両議院の会議は，(　８　)とする。し，出席議員の３分の２以上の多数で議決したときは，(　９　)を開くことができる。
2. 両議院は，その会議の記録を(　10　)し，(　９　)の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は，これを(　11　)し，つ一般にしなければならない。
3. 出席議員の5分の1以上の要求があれば，各議員の(　12　)は，これを(　13　)に記載しなければならない。

第58条【役員の選任，議院規則・】

1. 両議院は，その議長その他の(　14　)を選任する。
2. 両議院は，各々その会議その他の及び内部の規律に関する規則を定め，，院内のをみだした議員を(　15　)することができる。し，議員を(　16　)するには，出席議員の(　17　)分の２以上の多数による議決を必要とする。

第59条【法律案の議決，衆議院の】

1. 法律案は，この憲法に特別ののある場合を除いては，(　18　)で可決したとき(　19　)となる。
2. 衆議院で可決し，参議院でこれと異なつた議決をした法律案は，(　20　)で出席議員の(　21　)分の２以上の多数で再び(　22　)したときは，法律となる。

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

1. の規定は，法律の定めるところにより，(　23　)が，両議院の(　24　)を開くことを求めることをげない。
2. (　25　)が，(　26　)の可決した法律案を受け取つた後，国会休会中の期間を除いて60日以内に，議決しないときは，(　26　)は，(　25　)がその法律案を(　27　)したものとみなすことができる。

第60条【衆議院の予算先議，予算議決に関する衆議院の】

1. 予算は，さきに(　28　)に提出しなければならない。
2. 予算について，(　29　)で(　28　)と異なつた議決をした場合に，法律の定めるところにより，両議院の(　30　)を開いても意見がしないとき，は(　29　)が，(　28　)の可決した予算を受け取つた後，国会休会中の期間を除いて30日以内に，議決しないときは，(　28　)の議決を国会の議決とする。

第61条【条約の承認に関する衆議院の】(　31　)のに必要な(　32　)のについては，前条第2の規定を準用する。

第62条【議院の国政調査権】両議院は，(　33　)に関する調査を行ひ，これに関して，(　34　)の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条【の議院出席の権利と義務】(　35　)その他の国務大臣は，両議院のに議席を有すると有しないとにかかはらず，でも(　36　)について発言するため議院に出席することができる。，(　37　)又は説明のため出席を求められたときは，出席しなければならない。

第64条【裁判所】

1. (　38　)は，のを受けた(　39　)を裁判するため，両議院の議員で組織する(　40　)裁判所を設ける。
2. (　40　)に関するは，法律でこれを定める。